

令和4年 春の目黒区交通安全運動 推進要領

期間：4月6日（水）から15日（金）

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に关心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

東京都スローガン 「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」

運動の重点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 4 二輪車の交通事故防止

運動の進め方

各実施機関は相互に連携し、それぞれの所管及び地域の実態に応じて、交通事故の防止に向けた組織的な取り組みを行う。

運動の重点 1 子どもを始めとする歩行者の安全確保

| | |
|----------|--|
| 家庭・地域では | <ul style="list-style-type: none">◆ 家庭では、子どもに対して「なぜ危ないのか」など、日常生活における交通ルールを具体的に教えるとともに、守ることの大切さについて話し合い、交通安全意識を高めましょう。◆ 子どもは大人の行動を見ています。親や周囲の人が交通ルールを守り、子どもたちのお手本となりましょう。◆ 夕暮れ時や夜間は、相手側に自分の位置を知らせることで交通事故を防ぐことができます。明るく目立つ服装を心掛けましょう。 |
| 運転者は | <ul style="list-style-type: none">◆ 子どもの事故は、夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて運転しましょう。◆ 特に住宅街や裏通りの交差点では、徐行して通過するなど、子どもの飛び出しに注意しましょう。◆ 子どもを見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心掛けましょう。 |
| 職場・学校等では | <ul style="list-style-type: none">◆ 職場では、子どもが多く通行する場所を情報共有するなど、安全運転を心掛けましょう。◆ 学校では、日常的に交通安全について指導するとともに、通学路等を点検し、学校周辺の危険箇所を確認させましょう。◆ 広報誌（紙）などあらゆる媒体を活用して、子どもを交通事故から守るための広報啓発活動を進めましょう。 |

運動の重点2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

| | |
|----------|---|
| 家庭・地域では | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 信号無視は重大事故につながります。信号は必ず守りましょう。また、青信号が点滅したら、無理な横断はやめて、次の信号まで待ちましょう。歩行者自身が「自分の命は自分で守る」安全な行動を実践しましょう。 ◆ 体調の優れない時は運転を控えさせるなど、安全運転に心掛けましょう。 ◆ 高齢ドライバーの方は、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用を検討しましょう。 |
| 運転者は | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 傘さし運転や、携帯電話・スマートフォン・ヘッドフォンなどを使用しながらの「ながら運転」は自分自身だけでなく周囲の人にケガを負わせてしまうことがあります。絶対にやめましょう。 ◆ 飲酒運転は犯罪です。アルコールの運転への影響や飲酒運転の罪の重さを再確認し、飲酒運転は絶対にやめましょう。 ◆ 横断歩道は歩行者優先です。運転者は、信号のない横断歩道に歩行者・自転車等がいる場合は、手前で一時停止して、横断する人に道を譲りましょう。また、交差点に歩行者や自転車等がいるものと考え、確実な安全確認を行いましょう。 ◆ 夕暮れ時は交通事故が増加する傾向にあります。運転者は早めにライトを点灯し、自分の車の存在を周囲に知らせるごとで、交通事故の防止を図りましょう。 |
| 職場・学校等では | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等による交通事故の実態及び悪質性や危険性を周知しましょう。 ◆ 横断歩道等における歩行者等優先の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転を推進しましょう。 ◆ 加齢による「心身の変化」が、交通事故を招くことが多くあることを周知し、高齢運転者に対する交通事故防止策を推進しましょう。 |

運動の重点3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

| | |
|----------|---|
| 家庭・地域では | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自転車を安全に利用するために、日頃から自転車を点検・整備しましょう。 ◆ 自転車事故の被害者・加害者にならないために、交通ルールを遵守させましょう。 ◆ 幼児を幼児用座席に乗車させる際は、乗車用ヘルメットやシートベルトを着用させるなど、幼児二人同乗用自転車を安全に利用しましょう。 ◆ 目黒区では令和2年10月より自転車保険の加入が条例により義務化されています。万が一の事故に備え、自転車保険に加入しましょう。 |
| 運転者は | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 傘さし運転や、携帯電話・スマートフォン・ヘッドフォンなどを使用しながらの「ながら運転」は自分自身だけでなく周囲の人にケガを負わせてしまうことがあります。絶対にやめましょう。 ◆ 自転車を利用する際は、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。 ◆ 自転車も車の仲間です。信号遵守や一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーを遵守し、交通事故に遭わない、起こさないよう注意しましょう。 ◆ 自転車通行空間（自転車ナビマーク等）が整備された場所や交差点であっても、自動車や歩行者に十分注意するなど、交通ルールを守りましょう。 ◆ 夕暮れでも早めにライトを点灯し、自転車が近づいて来ていることを車や歩行者に知らせましょう。 |
| 職場・学校等では | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自転車乗用中のスマートフォン使用や交差点での安全不確認など、事故につながる危険行為をしないよう指導しましょう。 ◆ 警察署や自治体と連携して、交通ルール・マナーの習得と交通安全意識の向上に努めましょう。 |

運動の重点4 二輪車の交通事故防止

| | |
|----------|---|
| 家庭・地域では | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 二輪車での無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。 ◆ 交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。 |
| 運転者は | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 交差点を通過する際には、安全確認をしっかりと行いましょう。 ◆ カーブの手前では十分に速度を落としましょう。 ◆ ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。また、身体露出が少なくなるよう長袖・長ズボンを着用しましょう。 |
| 職場・学校等では | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察署や二輪車販売店等と連携して、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。 ◆ 車の運転者も二輪車の特性を理解して運転しましょう。 |

各機関・団体における個別推進事項

| 担当機関・団体 | 推進事項（例示） |
|-----------------|---|
| 各機関・団体 | 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた交通安全運動の推進 |
| 目 黒 区 | 1 区報・ホームページ・ステッカー等による広報活動の実施 2 地域での交通安全行事を側面から支援 3 幼児、児童、高齢者等に対する交通安全教育の実施 4 地域の交通安全組織の活性化の支援 5 自転車の正しい乗り方と運転マナーの向上、点検・整備の啓発 6 運転中の携帯電話等使用禁止等「ながら運転」禁止の啓発 7 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 8 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発 9 自転車等放置禁止区域における放置自転車防止の啓発 10 放置自転車の整理・撤去 11 商店等の道路不正使用のは正指導 12 区道のパトロール強化 13 路面、安全施設、道路標識・標示の点検整備 14 工事箇所の交通対策・保安施設の点検 15 工事業者に対して、道路工事に起因する交通事故の防止と安全な道路環境の確保についての指導 16 関係機関との連絡調整 |
| (都市整備部) | 1 運転職員への交通安全の啓発 2 二輪車・自転車利用職員への交通安全の啓発 3 高齢者に対する交通安全の普及啓発 4 保育園・学童保育クラブにおける交通安全教育の実施 5 保育園・幼稚園への保護者に対する自転車の安全利用への啓発 6 ごみ集積所の交通安全対策の点検 7 清掃事務所内での交通安全講習会の開催と委託業者への協力要請 |
| (その他の部局) | 1 区立幼稚園、こども園、小・中学校における交通安全指導の実施及び啓発 2 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の啓発 |
| 目黒区教育委員会 | 1 交通安全施設・道路環境の点検整備 2 幼児、児童、高齢者等に対する安全教育の実施 3 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の推進 4 ながら運転等、危険・迷惑な走行自転車の取締りの実施 5 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 6 原付・二輪車実技教室の実施 7 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 8 暴走族の取締り強化 9 未組織運転者講習会の実施 10 安全運転管理者講習会の実施 11 飲酒運転、無謀運転、運転中の携帯電話使用等の事故に直結する各種違反の取締り 12 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発と指導・取締り 13 放置車両の指導・取締り 14 道路不正使用の指導・取締り 15 交通渋滞解消対策の推進 16 工事業者との連絡会議による安全な道路環境の確保 17 道路標識（規制標識・指示標識）路面表示の点検整備 |
| 目黒警察署 碑文谷警察署 | 1 交通安全施設・道路環境の点検整備 2 幼児、児童、高齢者等に対する安全教育の実施 3 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の推進 4 ながら運転等、危険・迷惑な走行自転車の取締りの実施 5 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 6 原付・二輪車実技教室の実施 7 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 8 暴走族の取締り強化 9 未組織運転者講習会の実施 10 安全運転管理者講習会の実施 11 飲酒運転、無謀運転、運転中の携帯電話使用等の事故に直結する各種違反の取締り 12 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発と指導・取締り 13 放置車両の指導・取締り 14 道路不正使用の指導・取締り 15 交通渋滞解消対策の推進 16 工事業者との連絡会議による安全な道路環境の確保 17 道路標識（規制標識・指示標識）路面表示の点検整備 |

| 担当機関・団体 | 推進事項（例示） |
|-----------------------------------|--|
| 目黒消防署 | 1 地域・事業所等に対する応急救護知識・技術の普及啓発 2 出張所におけるポスター等の掲出 |
| 東京都第二建設事務所 | 1 路面、安全施設、道路標識・標示の点検整備 2 商店等の道路不正使用の是正指導 |
| 目黒交通安全協会 碑文谷交通安全協会 | 1 運転者講習会の開催 2 交通安全行事に対する協力要請 3 交通パトロール及び街頭指導 4 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上、点検・整備の啓発 5 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 6 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 7 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発 8 放置駐車や交通渋滞解消の呼び掛け 9 道路不正使用禁止の呼び掛け 10 運転中の携帯電話等使用禁止の啓発 |
| 各運送機関 | 1 各事業所の運転者への交通安全の啓発 2 自動車の運転マナー向上の推進 3 シートベルト着用の徹底 4 運転中の携帯電話等使用禁止の啓発 |
| 住区住民会議 町会・自治会 P T A その他の | 1 街頭等における自主的な交通安全活動の推進 2 運転者講習会参加の呼び掛け 3 交通安全のつどい等の参加の呼び掛け 4 道路不正使用自粛の呼び掛け 5 関係行政機関との連携による各種交通安全行事の推進 6 自転車の正しい乗り方と運転マナー向上の推進 7 危険な「ながら運転」禁止の呼びかけ 8 自転車利用時のヘルメット着用の啓発 9 二輪車運転者のプロテクター着用の啓発 10 シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の啓発 |

(実施機関)

目黒区、目黒区教育委員会、目黒区議会、目黒警察署、碑文谷警察署、目黒交通安全協会、碑文谷交通安全協会、目黒消防署、東京都第二建設事務所、目黒区町会連合会、目黒区住区住民会議連絡協議会、目黒区商店街連合会、目黒区立小学校長会、目黒区立中学校長会、東京私立中学高等学校協会第七支部、目黒区私立幼稚園協会、目黒区立小学校PTA連合会、目黒区立中学校PTA連合会、目黒母の会、目黒消防団、目黒防犯協会、碑文谷防犯協会、目黒防火防災協会、目黒危険物安全協会、目黒区社会福祉協議会、目黒区婦人団体連合会、目黒区シルバー人材センター、目黒区老人クラブ連合会、目黒区民生児童委員協議会、目黒区保護司会、目黒区障害者団体懇話会、目黒法人会、めぐろ青色申告会、目黒区納稅貯蓄組合連合会、目黒区産業連合会、東京都トラック協会目黒支部、東急バス株式会社、東急電鉄株式会社、東京都個人タクシー協同組合目黒第一部、南進貨物事業協同組合、目黒陸運事業協同組合、目黒区国際交流協会、東京都自転車商協同組合目黒支部、特定非営利法人目黒体育協会（順不同）

目黒区交通安全協議会事務局

目黒区都市整備部土木管理課交通安全係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区総合庁舎本館6階

電話 5722-9442（直通）